上尾市人権教育推進プラン 一 基本計画 一 改訂版(案)

(答申)

平成28年12月上尾市人権教育推進協議会

目 次

I	1 2 3	上尾市人権教育推進プラン (基本計画) 策定に当たって ・・・・・・・ 人権教育推進の背景 推進プランの改訂 推進プラン体系図	1
Π		上尾市人権教育推進基本方針と重要な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	1	上尾市人権教育推進基本方針	
	2	重要な視点	
Ш		学校教育における人権教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	1	人権教育推進体制の確立	
	2	人権教育全体計画及び年間指導計画の作成	
	3	指導内容・方法の工夫、改善	
	4	教育相談体制の充実	
	5	教職員の研修の実施	
	6	学校等、家庭、地域社会相互の連携	
IV		社会教育における人権教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	1	生涯学習の視点に立った人権教育の推進	
	2	人権教育の基盤をつくるための家庭教育の充実	
	3	人権教育を推進するための指導者の養成	
	4	人権教育研修会の充実	
	5	地域に根ざした人権教育の推進	
V		各人権課題に対する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	1	女性の人権に関わる教育	
	2	子供の人権に関わる教育	
	3	高齢者の人権に関わる教育	
	4	障害者の人権に関わる教育	
	5	同和問題に関わる教育	
	6	外国人の人権に関わる教育	
	7	HIV感染者等の人権に関わる教育	
	8	アイヌの人々の人権に関わる教育	
	9	インターネットによる人権侵害に関わる教育	
	10	災害時における人権に関わる教育	
	11	様々な人権問題に関わる教育	
VI		人権が尊重される学校づくり、地域づくりの実現を目指して・・・・	33
	1	人権感覚あふれる学校づくり	
	2	人権尊重の地域・家庭づくり	

資	8	編
\sim		1 7/2/114

【資料1】	用語説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
【資料2】	上尾市人権尊重都市宣言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
【資料3】	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 ・・・・・・・・	42
【資料4】	上尾市人権教育推進協議会条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
【資料5】	上尾市人権教育推進協議会委員名簿 ・・・・・・・・・・	46

I 上尾市人権教育推進プラン(基本計画)策定に当たって

1 人権教育推進の背景

(1) 国際社会の動向

20世紀に人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、人権尊重こそが平和の基礎であるという貴重な教訓を得た。そこで、この教訓を形あるものとするために、国連は1948年に世界人権宣言(注1)を採択し、「すべての人民とすべての国が達成すべき共通基準」とした。

この人権宣言の精神を実現し、あらゆる差別や人権侵害を全世界からなくすため、国際人権規約(注2)をはじめ人権に関する多くの条約が採択されてきた。また、「国際婦人年(注3)」「国際児童年(注4)」「国際障害者年(注5)」「国際先住民年(注6)」「国際高齢者年(注7)」など、課題別の人権問題への取組も強化してきた。

しかし、このような様々な取組にもかかわらず、世界の各地で戦争やテロ、 迫害など人権侵害が後を絶たない状態が続いている。このような厳しい国際 社会の諸問題を受けて、第49回国連総会では、平成7年(1995年)か ら平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10 年(注8)」とする決議が行われた。

そして現在、その後を受ける形で「人権教育のための世界プログラム(注9)」が採択され、平成17年(2005年)から始まった第一段階の行動計画では、「初等中等教育学校制度における人権教育」の推進を重点とし、平成22年(2010年)からの第二段階では「高等教育及びあらゆるレベルにおける教員や公務員等における人権研修」が重点となった。そして、平成27年(2015年)から平成31年(2019年)までを計画期間とする第三段階の行動計画では「第二段階までの実施の強化並びにメディア専門家及びジャーナリストの人権研修」を重点とし、世界各国で取り組まれている。

(2) 国内の動向

我が国においては、平成9年に「人権教育のための国連10年・国内行動計画(注10)」を策定した。この国内行動計画は、新しい概念である「人権という普遍的文化」の構築を目指し、そのためには、学校、社会、企業等あらゆる場を通じて人権教育を展開すること、そして、あらゆる人をその対象とすること、特に公務員、教員、警察官等の「特定職業従事者」に対しては取組を強化する旨が明記された。さらに、重要課題への対応を挙げ、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV(注11)感染者等、刑を終えて出所した人が例示された。

また、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行された。その第5条では、地方公共団体の責務を定め「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を

策定し、及び実施する責務を有する。」とされ、第7条では、国は人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならないと規定された。そして国の「人権教育・啓発に関する基本計画 (注12)」が平成14年3月に策定された。平成23年には、同計画の各人権課題に「北朝鮮当局による拉致問題等」を加える見直しが行われている。

このように、人権が尊重される社会の実現に向けて、地方公共団体の役割はますます重要となってきている。

(3) 上尾市における取組

上尾市では、平成7年10月に「上尾市人権尊重都市宣言」を発し、平成11年には「人権教育のための国連10年」に呼応して、市長を本部長とする上尾市人権教育・啓発推進本部を発足させ、平成12年3月にその実施計画である「上尾市人権教育・啓発推進計画(注13)」を行動計画として策定し、様々な人権に関わる問題を正しく認識し、人権尊重の意識を高めるための人権教育及び啓発事業を総合的かつ計画的に推進してきた。

その後、平成14年10月に上尾市人権施策推進懇話会(注14)による「上尾市の人権施策推進のあり方」という提言を受け、市が取り組むべき人権課題や施策展開の方向性などを明らかにした人権施策の基本的な指針を策定することとし、平成16年3月に「上尾市人権施策推進指針(注15)」を策定した。

また、人権施策の中で枢要な部分を担う人権教育の推進については、平成 15年11月教育委員会に上尾市人権教育推進協議会(注16)を発足させ、 本市における人権教育推進基本方針について平成16年11月に答申をした。

市教育委員会では、これら「上尾市人権施策推進指針」(平成16年3月策定)及び「上尾市人権教育推進基本方針について」(上尾市人権教育推進協議会答申・平成16年11月)を受け、全ての市民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現することを目指すとともに、様々な人権課題の解決を図るため、人権教育の分野においてその実現を具体化しその進行管理に資するものとして、平成19年3月に「上尾市人権教育推進プラン(基本計画)」(以下「推進プラン」という)を策定し、学校等、家庭、地域社会を通じて、児童生徒をはじめ広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進している。

2 推進プランの改訂

(1) 改訂の趣旨

上尾市では、平成19年3月に推進プランを策定し、学校等、家庭、地域 社会を通じて、児童生徒をはじめ広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育 を推進しているところである。

しかしながら、近年、社会情勢の変化は著しく、いじめの認知件数や児童 虐待相談対応件数の増加、インターネット上での個人に対する誹謗や中傷等 が社会問題となっている。さらには、北朝鮮当局による拉致問題、東日本大 震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、災害時における人 権への配慮といった新たな人権課題も顕在化している。このような状況の中、 これら新たな人権課題に対応するとともに、推進プラン策定後に制定された 法令等との整合を図るため、推進プランを改定することとした。

(2) 推進プランの性格

ア 「上尾市人権施策推進指針」のうち、上尾市教育委員会、学校等における人権教育の重点目標、取り組むべき施策や人権教育実施の方向性を示す ものである。

イ 「第5次上尾市総合計画」及び「第2期上尾市教育振興基本計画」を踏まえたものである。

(3) 推進プランの実施

実施に当たっては、長期的視点に立ち継続的に取り組むこととする。なお、 学校等、家庭、地域社会の今後の状況や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に 応じて見直しを行う。

3 推進プラン体系図

上尾市人権教育推進プラン (基本計画)

上尾市人権教育推進基本方針

【~やさしい心を育む・他人の痛みに共感する力を育む~】

- 1. 市民が主体となる人権教育 2. 生涯を通じた人権教育
- 3. 人権感覚を培う人権教育
- 4. 共生の心を育む人権教育

この基本方針に基づき、全ての人の基本的人権が尊重される上尾市を目指し、「女 性」、「子供」、「高齢者」、「障害者」、「同和問題」、「外国人」、「HIV感染者等」、「ア イヌの人々」、「インターネットによる人権侵害」、「災害時における人権」などに関 する課題を解決するために、学校教育、社会教育における人権教育を推進する。



推進方策

学校教育における人権教育

人権問題を正しく理解し、人権感覚 を身に付け、様々な人権課題を解決し ようとする子供を育成する。

【推進の具体策】

- 1 人権教育推進体制の確立
- 2 人権教育全体計画及び年間指導計画の作 成
- 3 指導内容・方法の工夫、改善
- 4 教育相談体制の充実
- 5 教職員の研修の実施
- 6 学校等、家庭、地域社会相互の連携

社会教育における人権教育

市民一人一人が人権問題を正しく 理解し、人権感覚を身に付け、人権を 尊重し合う共生社会の実現に努める。

【推進の具体策】

- 1 生涯学習の視点に立った人権教育の推進
- 2 人権教育の基盤をつくるための家庭教育 の充実
- 3 人権教育を推進するための指導者の 養成
- 4 人権教育研修会の充実
- 5 地域に根ざした人権教育の推進

各人権課題に対する取組

- ○女性 ○子供 ○高齢者 ○障害者 ○同和問題 ○外国人 ○HIV感染者等
- ○アイヌの人々 ○インターネットによる人権侵害 ○災害時における人権 ○様々な人権問題

Ⅱ 上尾市人権教育推進基本方針と重要な視点

1 上尾市人権教育推進基本方針

【 ~やさしい心を育む ・ 他人の痛みに共感する力を育む~ 】

(1) 市民が主体となる人権教育

市民一人一人が、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人一人が人権問題に関する正しい理解を深め、その解決に主体的に取り組めるよう人権教育を推進する。

- ア人権が尊重される社会を確立する担い手であることの認識を図る。
- イ 人権問題を身近な問題として捉えるための、正しい理解を図る。
- ウ 人権課題の解決に向け、主体的に取り組むための人権教育を推進する。

(2) 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校教育、社会教育において、相互に連携を図りつつ、市民一人一人の生涯を通じて人権教育を推進する。

- ア 発達段階を踏まえた学習に取り組む。
- イ 学校等、家庭、地域社会相互の連携を図る。

(3) 人権感覚を培う人権教育

市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けた市民の育成を図る人権教育を推進する。

- ア 人権を尊重することの重要性について理解を図る。
- イ 人権感覚を育成するための参加体験型学習を実施する。
- ウ 人権感覚を人権課題解決に向けた実践力につなげる。

(4) 共生の心を育む人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、 人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権 利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進する。

- ア 自他の人権についての正しい理解を図り、その権利の行使に伴う責任へ の自覚を促す。
- イ 人権意識の向上を図る。
- ウ 望ましい人間関係を築き、社会参加を促進する。

2 重要な視点

1 市民が主体となる人権教育

市民一人一人が、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人一人が人権問題に関する正しい理解を深め、その解決に主体的に取り組めるよう人権教育を推進する。

重要な視点(1)「人権が尊重される社会を確立する担い手であることの認識を図る」 ア 人権尊重の理念についての理解

- 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めるという人権尊重の理念についての理解を図る。
- あらゆる場や機会を通じて人権教育を行い、人権が尊重される社会を確立する大切さについての理解を図る。

重要な視点(2)「人権問題を身近な問題として捉えるための、正しい理解を図る」 ア 人権問題の正しい理解

- ・憲法、人権関係国際文書等における人権の概念及び人権が持つ価値について の理解を図る。
- ・より身近な事例に基づき、人権問題についての理解を図る。
- イ 多様な体験活動や学習機会の充実
 - ・地域の実情に応じた多様な学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等 を推進する。

重要な視点(3)「人権課題の解決に向け、主体的に取り組むための人権教育を推進する」

ア 主体的な取組の推進

- ・一人一人の個性を伸ばす学習活動の充実を図る。
- ・自ら考え、主体的に判断する力や実践力を育成するため、参加体験型学習を 推進する。
- イ 学習環境の整備
 - ・学習者の興味や関心、実態等に応じた弾力的な実施計画を作成する。
 - ・学習者の人権を尊重するという視点に立って学習環境の整備とその充実に努 める。

2 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校教育、社会教育において、相互に連携を図りつつ、市民一人一人の生涯を通じて人権教育を推進する。

重要な視点(1)「発達段階を踏まえた学習に取り組む」

- ア 発達段階を踏まえた学習計画の作成
 - ・幼児期からの発達段階に応じた学習計画を作成する。
 - ・学習者自身の身近な生活と結び付く、実態に応じた学習計画を作成する。
- イ 学習内容、学習方法、学習機会の充実
 - ・幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とした学習内容や学習方法の充実 を図る。
 - ・ライフスタイルに応じたあらゆる場や機会を通じて人権教育を行う。

重要な視点(2)「学校等、家庭、地域社会相互の連携を図る」

- ア 家庭教育の重視
 - ・家族愛や親子の触れ合いの大切さについての理解を図る。
 - ・家庭における人権教育の大切さについての理解を図る。
- イ 地域に根ざした人権教育の取組の充実
 - ・地域住民に人権学習の機会を提供し、参加、交流できる事業を実施する。
 - ・学校や社会教育施設を中心として学校等、家庭、地域社会が相互に連携を図り、人権教育に取り組む。

3 人権感覚を培う人権教育

市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けた市民の育成を図る人権教育を推進する。

重要な視点(1)「人権を尊重することの重要性について理解を図る」

- ア 人権についての学習
 - ・人権の概念及び人権が持つ価値についての学習を実施する。
- イ 人権課題についての学習
 - ・人権課題の解決に向けて、様々な人権問題についての理解を図る。
 - ・学習計画に人権の視点を明確に位置付け、意図的・計画的に人権課題についての学習を実施する。

重要な視点(2)「人権感覚を育成するための参加体験型学習を実施する」

- ア 「人権感覚育成プログラム (注17)」の活用
 - ・人権が持つ価値や重要性を受け止めるような感性や感覚を育成するため、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施する。
- イ 発達段階や実態を踏まえた参加体験型学習の実施
 - ・人格形成の早い時期から、人権感覚の育成を図る。
 - ・発達段階や実態に応じて参加体験型学習を系統的に展開し、継続的に行う。

重要な視点(3)「人権感覚を人権課題解決に向けた実践力につなげる」

- ア 自他の人権を守ろうとする実践力の育成
 - ・自他の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図る。
 - ・自分の大切さを自覚し、誰もが安心して自信を持って、自由に生きる権利を 持っていることを実践的に学べる機会を提供する。
- イ 実際の行動に結び付ける実践力の育成
 - ・人権感覚と知的認識とを結び付け、問題状況を変えようとする人権意識を育 て、実践力につなげる。
 - ・人権課題の解決に向けて計画的な学習を進め、その解決のために取り組もう とする実践力を育成する。

4 共生の心を育む人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進する。

重要な視点(1)「自他の人権についての正しい理解を図り、その権利の行使に伴う 責任への自覚を促す」

ア 自立心の育成

- ・主体的に生きるライフスタイルの確立のため、自分の考えで行動しようとする自立心を育てる。
- ・個性や能力を伸長する意義を理解し、自らを高めようとする姿勢や態度を育 てる。

イ 共生社会の理解

- ・人間の個性や能力の多様性について理解させ、自己実現への見通しを持たせる。
- ・自ら選択した行動の結果には、社会的な責任が伴うことについての理解を図 る。

重要な視点(2)「人権意識の向上を図る」

- ア 自他の人権を守ろうとする人権意識の向上
 - ・人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識の向上を図る。
 - ・自他の人権を守り、人権侵害を予防・解決するために必要な実践力の向上を 図る。

重要な視点(3)「望ましい人間関係を築き、社会参加を促進する」

ア 望ましい人間関係の構築

- ・様々な人々との出会いや交流を重ねることにより、望ましい人間関係を築く ことの大切さについての理解を図る。
- ・コミュニケーション能力の育成を図るとともに、社会のルールや基本的なマナーが必要なことについての理解を図る。

イ 社会参加への促進

・自分と他者とをつなぐ「共生の心」を育むために、豊かな人間関係を築く楽 しさや素晴らしさに気付くような社会参加の機会を増やす。

Ⅲ 学校教育における人権教育

1 人権教育推進体制の確立

(1) 人権教育目標の設定

人権教育目標の設定に当たっては、学校教育目標との関連を図るとともに、 人権教育が目指す児童生徒像を明らかにし、教育活動に位置付ける。 その際、次の点に留意する。

- ・児童生徒、保護者、地域の人権に関わる実態を把握する。
- 関係法令、国、県、市の人権教育施策等を踏まえる。

(2) 校内推進体制の充実

児童生徒の発達段階に応じて、全教育活動を通じて人権意識を高め、一人一人を大切にする教育を推進するための学習環境を整備する。また、人権教育推進のための計画の作成をはじめ、内容に関わる企画、調整及び人権教育の具体的な進め方や教職員研修の企画立案等を人権教育主任を中心とする校内組織で検討する。

(3) 研究の推進

研究を推進するに当たっては、幅広い観点から実践的な研究を行い、児童 生徒の変容を促す指導方法の工夫、改善を図る。そのためには、校内で組織 的に推進することが必要である。校内組織の在り方については、学校の実態 に応じて工夫し、全ての教職員が関わり、情報や指導方法等について共有で きるようにする。

2 人権教育全体計画及び年間指導計画の作成

(1) 人権教育上の視点の設定

人権教育を推進するための効果的な手法として、「法の下の平等」「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチがある。学校等においては、それらの取組について、身に付けさせたい知識、技能及び態度を人権教育上の視点として定め、人権教育の推進に生かしていく。

(2) 全体計画の作成

児童生徒及び地域の実態を把握し、様々な人権課題を解決するための具体的な目標を設定し、人権教育の全体計画を作成する。

- 人権教育目標や推進の方針、重点課題等を設定する。
- ・男女平等教育、福祉・ボランティア教育、特別支援教育、交流教育及び共 同学習、情報教育、国際理解教育等との関連を図り、児童生徒の発達段階

に応じた人権教育を推進する。

- お互いの個性を認め合う心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性の育成に重点の置かれたものとする。
- ・同和問題については、人権課題の中に位置付け、心理的差別の解消に視点 を当てる。

(3) 年間指導計画の作成

人権教育の年間指導計画の作成に当たっては、人権教育上の視点をあて、 年間を通じて計画的に実施していく。

- ・地域の実態を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じて、各人権課題への取組 を踏まえた指導計画とする。
- ・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のねらいとの関連を図る。

3 指導内容・方法の工夫、改善

人権教育を推進するには、各学校において、児童生徒の発達段階に応じて、実践的先進的研究を行うとともに、参加体験型の学習など、児童生徒の主体的な学習活動を促す指導内容、指導方法について工夫、改善する。

(1) 身に付けさせたい資質や態度

≪幼稚園·保育所≫

幼稚園や保育園では、遊びを通して豊かな心を育成する。遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にする感情とともに他の人も思いやることができるような社会的共感能力の基礎を育成する。

また、教職員や周囲の大人との信頼関係が極めて重要であることから、信頼関係に基づく生活が、幼児の豊かな人権感覚を養うことに配慮する。

≪小学校≫

小学校においては、全教育活動を通じて、人権問題を正しく理解するために必要なものの見方や考え方を育成し、人権を尊重する豊かな心情を育成する。そのためには、児童一人一人が主体的に活動する態度や自ら学び、自ら考える力を養い、生命の尊重、互いを認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など豊かな人間性を養う。

≪中学校≫

中学校においては、小学校の基盤の上に立って、科学的、合理的な考え 方を育成し、身近にある不合理な偏見や差別に気付き、解決しようとする 積極的な態度を育てることが重要である。さらに、社会の中に存在する具 体的な人権問題について調べ、自らの行動を通して解決しようとする態度 を養う。

(2) 体験的な活動の推進

体験的な学習や問題解決的な学習は、児童生徒に自ら学ぶ意欲や主体的に 学ぶ態度を身に付けさせるとともに、学ぶことの楽しさや達成感を体得させ る上で有効である。そのため、人権教育を進める上で学校間の連携や交流を 図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者との交流の機会を積極的に 取り入れる。ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動をは じめ、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等 との交流を推進し、お互いを正しく理解し、共に支え合い尊重し合う態度の 育成を図る。

(3) 道徳教育の充実

人権教育を推進する上で、道徳教育と相互の関連を図ることが重要である。 道徳の全体計画と年間指導計画の中に、人権教育との関連を位置づけ、児童 生徒の発達段階に応じた豊かな心を育てる体験活動や実践的活動を一層充実 させる。

(4) 総合的な学習の時間の工夫

総合的な学習の時間のねらいは、自ら学び、自ら考え、問題を解決する力などの育成や学び方、ものの考え方などの習得を目指すとともに、自己の生き方を考えることができる児童生徒を育成することである。人権教育を進める上で、学び方やものの考え方を身に付け、自己の生き方について考えることができるようにすることが重要である。推進に当たっては、多様な学習形態、指導体制の工夫ができるため、地域の人々の協力を得るとともに、地域の学習機関、学習環境などを積極的に活用する。

(5) 人権教育に関する学習教材の整備

人権学習を進める上で、人権問題に関する教材を開発し、必要に応じて継続的に増補、改訂し、体系的な人権学習教材の整備を行う。

- ・子供の主体的な学習が促されるよう、参加体験型の学習などの学習形態や 手法等を取り入れる教材の開発。
- ・身近にある人権に関する不合理に気付かせ、自分の生活が地域社会や世界 と密接につながって成り立っていることを理解させる教材の開発。
- ・児童生徒が、様々な人権問題を分かりやすく学べる教材の開発。

4 教育相談体制の充実

(1) 研修を生かした教育相談体制の充実

総合教育センターや教育委員会で行われる初級、中級、上級の各学校カウンセリング研修会の修了者が各学校において中心となり、児童生徒の悩みや不安などを解消するために、学校教育相談体制を充実させる。

(2) 相談員等の協力体制の充実

スクールカウンセラー、相談員と協力員との連携を密にし、児童生徒の理解を深める協力体制の充実に努める。

(3) 関係機関等との連携の強化

専門的な指導、援助が得られる関係機関等との連携に努める。児童生徒の 健全育成、人権に関する問題の解決に向けては、教育相談体制だけでなく関 係機関との連携を強化していく。

5 教職員の研修の実施

(1) 計画的・継続的な研修の実施

人権教育の実施に当たっては、人権教育に関わる教職員研修を計画的・継続的に実施する。

- ・人権及び人権問題の正しい理解を図り、人権課題の解決に向けて意識を高 める。
- ・日常の教育活動においても豊かな人権感覚を身に付け、あらゆる教育活動 を展開し、人権を尊重する教育に取り組む。

(2) 指導力を高める研修

人権教育を効果的に推進するためには、教職員の指導力を高める研修を実施する。

- ・事例研修会、授業研究会、研修報告会などを計画的に実施する。
- ・人権課題ごとの指導者を招聘し、各人権課題についての理解を深める。
- ・「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型研修の充実を図る。

6 学校等、家庭、地域社会相互の連携

(1) PTA活動

PTA活動や保護者会等を通して、学校等における人権教育への理解を深めるとともに、人権意識を高めていく。そのため、PTA活動等に人権教育の研修会を計画的に位置付けて実施する。

(2) 家庭との連携

家庭は人権教育の出発点である。幼児期から豊かな情操や思いやり、社会的ルールの尊重、善悪の判断など、子供の人間形成を図る上で極めて重要な場である。そのため、家族愛や親子のふれあいの大切さを呼びかけるとともに、学校等は積極的に情報を提供したり、相談の機会を設けるなど家庭との連携を密にして推進する。

(3) 地域に開かれた学校等としての役割

学校等は地域の実態を把握し、地域社会の一翼として、共に人権課題を解決する取組を進めることが重要である。そのため、住民の人権意識の高揚を図るために、教師が地域での学習の講師として力を発揮することも大切である。また、学校等で発行する通信や、保護者向け人権啓発資料等を通した情報提供や学校開放等を積極的に実施し、学校等、家庭、地域社会の連携を強化する。

Ⅳ 社会教育における人権教育

1 生涯学習の視点に立った人権教育の推進

(1) 生涯学習に位置付けた人権教育の推進

人権教育は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とし、自己の充実や生活の向上、活力ある地域社会づくりのため、継続的に行う学習活動の一つであり、生涯学習に位置づけ推進する。

(2) 学習機会の提供、充実

これまで取り組んできた学習方法を見直し、単に人権問題を知識として学 ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育 成できる学習機会を提供し、充実させる。

- ・市民のライフスタイルを考慮し、多くの人が参画できるような学習機会を 設ける。
- ・公民館等の講座の中に人権学習の内容を位置付け、学習者が積極的に学習 できるようにする。
- ・自治会をはじめ、市民の自主的な活動やPTA等の活動と連携を図る。
- ・身近な人権課題や年齢層に合わせた人権課題、学習が必要とされる人権課題等を取り上げて、幅広い年齢層に対応できるよう工夫する。
- ・互いに意見を述べ合い、人権を尊重した行動ができるようにする。
- ・人権感覚を培い、自他の人権を尊重し合うことができるようにする。
- ・「人権感覚育成プログラム」を活用し、豊かな人権感覚を培い、自他の人権 を尊重し合うことができるようにする。

(3) 学習教材の開発、提供

これまでの学習教材の見直しを図り、様々な人権問題を理解し、人権問題解決のために行動できるような教材の開発、提供を行う。

- ・学習が単に知識の取得にとどまらず、人権への配慮がその態度や行動に現 れるような人権感覚が身に付くような内容とする。
- ・様々な人権問題を共感的に理解し、自分自身の課題として捉えられるよう な内容とする。
- 日常生活の中の人権感覚を育成する内容とする。

2 人権教育の基盤を作るための家庭教育の充実

(1) 家庭教育の重要性の認識

家庭は、子供の成長にとって、その基礎的な資質や能力を培い、人格を形成する上で重要な場であり、豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、 善悪の判断等の基礎を育む場でもあることの認識を持てるようにする。その ため、家庭教育の充実を図り、人権教育の基盤を育てる。

(2) 学習機会の提供、充実

豊かな人権感覚が身に付くように、家庭教育に関する親の学習機会の充実 や情報の提供を図る。

- ・家庭が果たす役割についての情報を提供したり、子育て等についての相談 体制や学習機会を提供する。
- ・多様な地域活動を展開することにより、親子の触れ合いや子育ての問題等、 身近な問題について情報交換が行える地域コミュニティ作りを支援・充実 させる。

(3) 幼児教育、学校教育との連携

家庭の中で育まれた思いやりの心や生命を尊重する心などを更に高めるために、幼稚園、保育所、学校が連携を深める。

3 人権教育を推進するための指導者の養成

(1) 新たな人権問題に対応できる指導者の養成

人権一般の普遍的な視点からの取組、具体的な人権課題に即した個別的な 視点からの取組を推進するために、広い識見があり各人権課題について幅広 い知識を持つ指導者の育成、学習者の価値観やニーズの多様化に合わせ、具 体的な内容を系統的に組み立て、効果的な学習の手法を身に付けた指導者を 養成する。

(2) 身近なリーダーの養成

学習者が人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付ける人権研修を実施し、家庭や地域・職場などで人権課題の解決に向け、行動することができる身近な人権リーダーを養成する。

4 人権教育研修会の充実

(1) 地域の実態に応じた研修会の実施

地域の実態に応じ、各人権課題に対応した講師を招いた研修会を実施する。 また、豊かな人権感覚が身に付けられるよう、身近な問題についての意見交換をするなど創意工夫した研修会を実施する。

(2) ボランテイア活動、福祉活動の充実

子供の社会性や思いやりの心、豊かな人間性を育むため、ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動などをはじめとする多様な体験活動を

充実させる。また、そのための環境整備を図る。

(3) 参加体験型学習の実施

人権教育を推進するにあたり、学習者自身がお互いの気付きや考えを共有しながら学習活動に参加し、人権に関する行動力や意欲を高めようとする参加体験型学習は、有効な手法の一つである。今までの講義形式の学習に加え、ディベート、ロールプレイ、フィールドワーク等の学習を効果的に組み合わせて実施する。この学習を通して、参加者は人とのコミュニケーションや協力の仕方、課題に対する探求の方法、問題解決の能力等を育てることができる。

5 地域に根ざした人権教育の推進

(1) 学校等・家庭・地域社会相互の連携

地域社会の在り方やその地域にあるものの見方や考え方は、人々の人権意識の形成に大きな影響を与える。様々な人と出会ったり、多様な価値観に触れたりしながら、他者を尊重する態度や共に生きていく姿勢が身に付いていくようになる。学校等、家庭、地域社会相互の連携は、今後一層求められることから、一人一人が大切にされる地域コミュニティ作りに向け、学校等、家庭、地域社会それぞれが持つ役割を担いつつ、お互いに連携・協働した取組を進める。

(2) 開かれた学校等を目指した支援

学校等は、子供たち一人一人の生きる力を育むため、地域に住む人々や身近にある企業や教育機関がもつ専門性や知識・技能及び態度などを、学校教育を支える教育力として求めている。地域には、年齢・性別・国籍等様々な違いを持った人々が暮らしており、趣味や特技、専門的な知識や技能などもそれぞれ異なっている。こうした地域が持っている人的資源を生かしながら、人権課題の解決を図る。また、学校等は地域社会の教育文化施設として大きな役割を果たしてきた。学校等の持つ人的・物的な資源を生かしながら、地域の課題の解決に向け、学校等と地域が相互に連携する体制を整備する。

(3) 企業・NPO等との連携

企業やNPO(注18)等では、人権教育や啓発、更に人権擁護の分野において、幅広い取組が行われている。これらの豊富な知識や経験を取り入れることは大切である。人権教育をより一層効果的に推進していくためには、既存組織との連携の強化のみならず、企業やNPO等と積極的に連携する。

V 各人権課題に対する取組

1 女性の人権に関わる教育

(1) 現状と課題

国連は、1975年を「国際婦人年」とし、1976年から1985年を「国連婦人の10年」として、世界的な規模で女性の地位向上に取り組んだ。

昭和60年(1985年)に我が国が批准した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の前文の中で、「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信する」と明記している。

平成7年(2005年)に第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」においては「女性の権利は人権である」と定義され、「行動綱領」では12の領域を定め、女性に対する暴力の根絶、意思決定における女性の参加、女性の地位向上、メディアにおける女性の参加、環境における意思決定への女性の参加、女性に対するあらゆる差別の撤廃等、各国政府がとるべき行動が明記された。

我が国では、平成11年に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が改正施行され、募集・採用、配置、昇進等、雇用管理における女性に対する差別が禁止され、また、職場におけるセクシャルハラスメント(注19)は女性に対する暴力であり、事業主に対して排除の徹底が求められている。

平成12年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律(注20)」が平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(注21)」が施行された。しかし、その後も配偶者からの暴力やストーカー行為による被害等の事件が後を絶たず、施策の一層の強化の必要性から、それぞれ改正法が施行されている。

上尾市では、平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法(注22)」の内容を踏まえ、平成13年に「デュエットプラン21(注23)」を策定し、女性の人権が守られる男女共同参画社会の実現を目指して総合的な施策を推進してきた。その後、平成23年には「第2次デュエットプラン21」を策定し、配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援を重点項目の一つに挙げ、施策を推進している。

しかしながら、今なお固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、女らしさ、男らしさという観念による思い込みや決め付けなど、ジェンダー(注24)に基づく考え方が日常生活の中に存在している。また、こういった性別による差別を容認している現在の社会は、女性の社会進出を阻み、さらには、女性に対する暴力やセクシャルハラスメントなど、人権を侵害する問題をも引き起こしている。そこで、女性も男性も自分らしく生き生きと生活できる社会の実現に向けて、女性の人権に関わる問題を解消し、男女平等の理念に

基づく教育を推進していく必要がある。

そして、誰もが社会的・文化的側面からみた性別、男女の性に対して敏感で、自分らしく個性豊かに生きることのできる社会の実現を図るための社会システムづくりを進めるとともに、その実現に向けて取り組むことのできる子供たちを育てる教育を推進していかなければならない。

(2) 女性の課題に係る人権教育の推進について

女性に対する人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中にある差別意識や 男女の固定的な性別役割分担意識を是正し、女性の人権が尊重されるととも に、人権意識に基づいた男女平等観の形成の確立を図るための人権教育を推 進する。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・男女の固定的な考え方や生き方の変革を促す学習内容の構築を図るとと もに性暴力やセクシャルハラスメントなどの人権侵害を子供たちが正し く認識し、行動できるよう取り組む。
- ・男女共同参画社会が、男女が共に個性豊かに生きていくことを実現していくものであることを理解させ、互いの人権を尊重し合う人間関係づくりについて取り組む。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・長い歴史の中で培われてきた社会的、文化的側面からみた性別、男女の性に基づく役割分担意識が、女性の人権問題に深く関わっていることを認識させるとともに、男女の置かれている状況を把握し、社会全体の課題として捉え解決していく態度の育成を図る。
- ・男女共同参画社会が、男女が共に個性豊かに生きていくことを実現していくものであることを理解させ、互いの人権を尊重し合う人間関係づくりについて取り組む。

2 子供の人権に関わる教育

(1) 現状と課題

国連は、1989年に「児童の権利に関する条約」を採択し、我が国は平成6年(1994年)に批准した。この条約は、子供は保護の対象であるだけでなく権利行使の主体であるという認識に立ち、子供の最善の利益を優先するという精神で貫かれている。学校等、家庭、地域において、子供の人権が大切にされ、子供が安らぎや喜び、充実感などを得ながら生活できるよう支援していくことが強く求められている。

上尾市では、平成27年に「上尾市子ども・子育て支援事業計画 (注25)」を策定し、「安心して子どもを産み育て、子どもが伸びやかに育つまちづくり」

を基本理念に、子供の健やかな成長を支援し、子供たちの笑顔があふれ、子供の成長に喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てすることができるまちづくりを目指し、子育て支援の施策を推進している。また、深刻な問題となっている児童虐待に対しては、平成18年に上尾市子ども支援ネットワークを設立し、関係機関と適切に連携しながら、児童虐待の早期発見、早期対応及び虐待防止などを行っている。さらに平成26年には「子ども・若者育成支援推進法(注26)」に基づき、子ども・若者の育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点として、上尾市子ども・若者相談センターを設置している。

しかしながら、情報化、国際化、核家族化、少子化、高齢化などの社会の変化の影響により、学校においては、いじめ、不登校など様々な問題が発生し、偏差値という価値観を押し付けられ、競争が助長されるなど仲間づくりが難しくなっている。子供たちは互いに不信感を強めたり、無力感を深めたりするようになっている。また、互いを疎外したり排除したりする傾向も見逃すことはできない。

家庭においては、少子化の影響で家族の形態や生活様式が変わり、家族制度の良い面が崩れて家庭での教育機能が低下したと指摘されている。また、子育てや子供とのかかわりに悩みや不安を持つ家族が増加している。このような現状から、家族一人一人の人権が尊重される家庭づくりが求められている。さらに、各家庭における教育を支えるため、幅広い支援体制をつくることが必要になっている。そのためには、学校等、家庭、地域が一層の連携を図っていかなければならない。

こうした現状を踏まえ、学校教育においては、全ての子供たちに人権を尊重しようとする主体的な態度や行動力を育むことを目覚めさせなければならない。そのためには、方法論や推進体制などの面で新しい試みを積極的に取り入れるべきである。

(2) 子供の課題に係る人権教育の推進について

子供の人権を守るためには、基本的人権の尊重を基本理念に掲げ、子供の権利を尊重する社会づくりのための人権教育を推進する。特に児童虐待、いじめ、体罰など深刻な権利侵害に対して、福祉、保健、教育、警察などの関係機関が、家庭や地域と連携し、子供の権利が尊重され、保護されるような環境をつくる。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・いじめや不登校に対し、その解消に向け積極的に取り組んでいく。
- ・子供たち自身が自分たちの暮らしに即して、「児童の権利に関する条約」 について学べるようにする。
- ・人権の尊重、多文化共生などの考えを重視した教育内容、教育活動の充 実を図り、一人一人の子供が互いを認め合い自分らしく生き生きと生活

できるようにする。

・児童虐待防止に向けた適切な対応が行われるよう、虐待の早期発見・早期対応について教職員の共通理解・共通行動を図る。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・子供たちの実態を正しく把握するとともに、地域、家庭において「児童 の権利に関する条約」についての理解と学習を推進する。
- ・子供たちの人権の尊重、虐待を許さず、地域社会で子供を育てるという 視点から生活を見直し、その中にある問題を主体的に解決していく態度 や実践力の育成に取り組む。

3 高齢者の人権に関わる教育

(1) 現状と課題

1991年の国連総会において「高齢者のための国連原則(注27)」を含む決議を採択し、高齢者の自立と参加など、活力ある高齢化社会の実現を提唱している。

我が国においては、平成25年に4人に1人が65歳以上の高齢者となり、 本格的な高齢化社会が到来し、今後もさらに高齢化が進んでいくことが見込 まれる。

上尾市においても、高齢化率(総人口に占める65歳以上の人口割合)は、平成18年の16.2%から平成28年には25.3%へと上昇し、人口の高齢化が急速に進んでいる。このような状況の中で、多くの高齢者は健康であり、積極的に社会参加を行っているが、疾病や障害により長期にわたって介護を必要とする人々には、自分の意思が尊重されるような適切な介護サービスが提供されなければならない。また、一人暮らし世帯と夫婦のみ世帯の割合が増加し、同居世帯が減少していく傾向にある中で、学校等や地域社会においても子供と高齢者がふれ合う場が少なくなっており、両者の交流がより求められる。なお、寝たきりや認知症などの高齢者介護に関わる人権問題も指摘されている。

近年、家庭や施設において、高齢者に適切な介護が提供されない「介護放棄」や暴力を加えられる「身体的虐待」、言葉の暴力により心理的精神的に追い詰められる「心理的虐待」、資産が勝手に使われたり処分されたりする「経済的虐待」などの様々な人権侵害が報告されている。一方、「老・老介護」などの高齢者を介護する人が過大な介護負担を強いられるなどの問題も指摘されている。このようなことから、高齢者及び介護者の人権を守るため「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成18年4月に施行されている。この法律に基づき、平成18年度から平成26年度にかけて高齢者虐待の対応状況等の調査が、厚生労働省により実施されている。その結果、全国で高齢者虐待と認められた件数は、平成18年度の時点

では要介護施設従事者等によるものが54件、家族や親族等養護者によるものが12,569件であったものが、平成26年度にはそれぞれ300件、15,739件と増加傾向にある。

今後は、高齢者の人権について理解を深め、世代間の相互理解を深める教育・啓発活動に取り組むとともに、学校等、家庭、地域において、人々が積極的に高齢者と交流し、共に学習し合うことを通して高齢者の生き方や願いを共有し、生きていることの尊さを共感し、互いを認め合う人間関係づくりを目指さなければならない。また、高齢者の介護について正しく理解し、一人の人間としての尊厳を大切にし、対等の関係をつくらなければならない。

そこで、高齢者が子供と共に学習したり、活動したりする中で互いを理解し合っていく環境づくりを進めていくと同時に、高齢者が置かれた様々な状況の背景を理解し、本格的な高齢者社会について自分の問題として捉える教育を進める必要がある。これらのことを踏まえて、学校等や地域において高齢者の人権に関わる教育を推進していかなければならない。

(2) 高齢者の課題に係る人権教育の推進について

高齢者の人権を尊重するとともに、高齢者自らの意思に基づき、知識や経験を生かして、家庭や地域の中で積極的な役割を果たせるようにする。また、社会を支える重要な一員として各種の社会的活動に積極的に参加できるような人権教育を推進する。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・高齢者の生き方や高齢化社会の在り方についての学習を通して、高齢者に対する差別や偏見の問題に気付くとともに、自分自身の課題として捉え、主体的に解決を図る態度を育成する。
- ・学校等や地域で子供たちが高齢者と交流活動する中で、高齢者の願いや 考えを子供たちに理解させ、また、子供たちに高齢者に対する尊敬や感 謝の心を育む機会を充実する。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・ 高齢者の実態を正しく把握し、高齢者の人権の尊重と生きがいの実現を、 社会全体の課題と認識し、共に解決していこうとする態度の育成に取り 組む。
- ・ 学校等や地域で子供たちが高齢者と交流活動する中で、高齢者の願いや 考えを子供たちに理解させ、また、子供たちに高齢者に対する尊敬や感 謝の心を育む機会を充実する。

4 障害者の人権に関わる教育

(1) 現状と課題

1981年の国際障害者年や1983年から1992年の「国連・障害者の10年」では、障害者の「完全参加と平等」を広く世界に訴え、ノーマライゼーション(注28)の理念と障害者の人権の確立の必要性を強調している。また、平成18年(2006年)には障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的に「障害者の権利に関する条約」が国連総会において採択された。

世界の動きに合わせて、我が国でも取組が進み、平成5年に「障害者基本法(注29)」が公布され、「すべての障害者は、個人の尊厳が重んじられる社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものである」という基本的な認識の下、平成14年には、「障害者基本計画」が閣議決定された。また、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、平成28年4月1日から施行されている。

上尾市では、ノーマライゼーションとリハビリテーション (注30) の理念を踏まえ、平成11年に「あげお障害者プラン」を策定し、障害者の「完全参加と平等」を実現していく取組を進めてきたが、その後の障害者を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、平成21年に「上尾市障害者支援計画」を策定し、障害者が社会の一構成員として障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会の実現を目標に、障害者支援の施策を推進している。

しかし、社会の中には、今も障害者が生活することを妨げる多くのバリアが横たわっている。歩道と車道の段差、スロープやエレベーターのない公共施設、障害者対応トイレの不備などの物理的なバリア、入学、就学、資格試験などの際の制度的なバリア、無知、無関心そして差別、偏見といった意識上のバリア、視覚障害者や聴覚障害者などへの情報伝達のバリアなどがそれである。

そこで、これらのバリアは、障害のある人に大きなハンディキャップを負わせているという現状を捉え、だれもが社会や個人はバリアをなくすためにできることは何かということに気付き、行動することが求められている。

このような課題を踏まえて、学校等や地域において、対等な関係の下に共に学び合う場をつくり、ノーマライゼーションの考えに基づいた社会を実現していくための教育を推進していかなければならない。

(2) 障害者の課題に係る人権教育の推進について

障害者のライフステージの全ての段階において、社会を構成する一員とし

て活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下に、それぞれの意欲や能力に応じて雇用の機会が確保され、自由に活動し生活できる社会の実現と、障害者の人権を尊重する人権教育を推進する。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・一人一人の違いを認め合い、障害者に対する差別や偏見の問題を解決していく実践力を身につけるため、共に生きる社会を目指す学習内容を創造する。また、障害者自身への教育という視点から、特別支援教育等の充実に努める。
- ・障害者自身の自己選択や自己決定を尊重し、その思いや願いを共有、共 感することを通して、支援やネットワークの活動に主体的に関わる態度 の育成を図る。
- ・各教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間を中心とした た全教育活動を通じて、障害者理解教育を推進する。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・障害者の抱える問題を、その人個人の問題であると同時に、社会の中に 存在する問題であると捉え、社会全体の課題と認識し、共に解決してい こうとする態度の育成に取り組む。
- ・障害者自身の自己選択や自己決定を尊重し、その思いや願いを共有、共 感することを通して、支援やネットワークの活動に主体的に関わる態度 の育成を図る。
- ・公民館等で活動する知的障害青年学級のように、障害者本人が参加できるような場の提供に努める。

5 同和問題に関わる教育

(1) 現状と課題

国は、同和地区の生活環境等の安定向上は、一定の成果を上げたとして平成14年3月、特別対策としての同和対策を終了した。今日では、かつての 劣悪な住環境は大きく改善され、差別的な言動や対応があからさまに行われることも少なくなった。

しかし、結婚や就職を中心に心理的差別意識が依然として顕在化しており、 差別意識に基づく不正な身分調査が行われる事件も近年発生している。また、 匿名性を悪用したインターネット上での差別情報の書き込みや、公共の場所 での差別落書き、偽名での差別文書の郵送などの陰湿な差別事象も発生して いる。

今後は、これまでの取組の成果の上に、残された課題解決のための一般対策として、同和対策を推進していく必要がある。その際、心理的差別解消に向けて、効果的な推進を図ることが大切である。学校における同和教育も、

人権教育の中の1つとして今後も推進していく。

(2) 同和問題に係る人権教育の推進について

これまでの同和教育は、同和問題だけでなく、子供、女性、障害者など様々な人権問題に取り組み、人々の人権意識の高揚を図ってきた。今後は、同和教育を人権教育の中に位置付け、同和問題の課題である心理的差別の解消により視点を当てた内容とする。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・子供及び地域の実態を把握し、部落差別の解消を図る教育を推進する。
- ・子供の発達段階に応じて、同和問題の正しい理解を図る学習を実践する。
- ・部落差別を正しく認識し、共感的理解を図るとともに、差別をなくしていくことができる児童生徒を育成する。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・部落差別の解消に向けて、住民の意識が行動力まで高まるような、参加 体験型の学習を取り入れた研修会を実施する。
- ・同和問題をはじめ様々な人権問題に対する知識・理解が深まり、人権課題解決への意欲を喚起するような、人権感覚の育成を図る学習プログラムの開発に努める。

6 外国人の人権に関わる教育

(1) 現状と課題

市内には多くの外国人やその家族などが生活している。現在、日常生活や 労働現場において、この外国籍市民等についての制度的、社会的な差別があ る。また、歴史的背景やそれぞれの国の宗教、文化・習慣への十分な理解が なされていないこともあり、それらの人々に対する偏見や差別意識が存在し、 人権侵害につながる事象も発生している。

国際化の進展に伴い、上尾市内にも多様な国籍や文化、生活習慣を持った多くの外国籍市民が暮らしている。市では、平成14年に「上尾市国際交流推進計画」を策定し、さらに平成24年には「国際交流」から「多文化共生(注31)」へ向けた流れの中で「上尾市多文化共生推進計画」を策定し、上尾市国際交流協会(注32)の協力を得ながら、学校教育における国際理解推進のための教育や、外国人向けの日本語教室の開催、相談窓口としてハローコーナーの整備など外国籍市民も暮らしやすいまちづくりに努めてきた。

しかし、外国籍市民の増加・定住化が進む状況の中、外国籍市民が抱える問題も変化している。ハローコーナーに寄せられた相談内容からは、外国籍の人に対する偏見に基づく賃貸住宅への入居拒否や就労に対する差別など、 基本的人権に関わる分野に加え、税金、年金、保険、教育や福祉など、日常 生活に密着したものも多く、相談内容も複雑・深刻化している。

さらに、言葉の違いによる生活上の不便も日常的にあり、日本語学習機会の保障や相談体制の充実が求められているほか、特に医療面での正確な通訳者の確保や災害などの緊急時の情報伝達など早急に取り組まなければならない課題があり、外国籍市民等の子供たちの学習保障や教育環境を整備していく必要もある。

これらの問題の解決を図るために、特に、教育関係者が外国籍市民等の人権問題についての理解・認識を深め、それぞれの子供のアイデンティティ確立の支援をするとともに、学校教育、社会教育などの場で、全ての子供が、外国籍市民等の置かれている状況や歴史的背景、それぞれの国の文化や習慣、宗教について学習を深め、互いの違いを認め尊重し合うことのできる社会の実現を目指す教育を推進していかなければならない。

(2) 外国人に係る人権教育の推進について

外国人が国籍や文化の違いに関わらず、誰もが基本的人権を尊重されるとともに、地域の豊かさを享受できる環境づくりを進め、外国籍市民も快適で生き生きとした豊かな生活を送れる社会づくりと、お互いの人権を尊重し合う人権教育を推進する。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・全ての子供が、我が国で暮らしている外国籍市民等の歴史的経緯や社会 的背景を理解・認識するための学習を推進するとともに、学校等や地域 の実態に応じ、関係する国の歴史や文化・習慣について理解を深める多文 化共生の学習を進める。
- ・外国籍市民等の子供が、民族や自国に対する誇りを持ち、自己の主体性 を確立できるよう学習支援するとともに、全ての子供が共に学び、共に 育つことができる仲間づくりを支援する。
- ・外国籍市民等の子供の進路の実態を把握するとともに、持てる能力や適性が十分に発揮され、それぞれの子供の自己実現を図ることができるよう、適切な支援に取り組む。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・教育施設等を利用し、諸外国の文化・伝統等を理解するとともに、広い 視野を持って異文化を尊重する態度を育成する学習機会や、交流を深め る機会の提供に努める。
- ・外国籍市民等が、地域で生き生きと豊かに暮らせるようにするための、 日本語学習等の機会の提供に努める。

7 HIV感染者等の人権に関わる教育

(1) 現状と課題

HIVによる感染症で、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾病であるエイズ(注33)は、近年、治療薬の研究開発が進み、死に至ることも減少し、病気の進行を止めることも可能になっている。エイズは日常生活で感染することはないが、誤った知識や理解不足から、就職をはじめ日常生活において患者や感染者への差別がみられる。本人の同意なく検査し就職を拒否するという事件や、感染するからといって近所付き合いを拒否するなどの差別が明らかになっている。また、家族の結婚や就職のため、差別を恐れ感染していることを隠して生活している人もいる。

ハンセン病は、らい菌により末梢神経や皮膚が侵される感染症であるが、遺伝病ではなく、現在は外来治療だけで確実に治癒する。しかし、かつては不治の病あるいは遺伝病と考えられ、特に昭和6年(1931年)以降、患者は法律により療養所に強制的に隔離され、結婚も子供を産めない手術を受けることを条件とされるなど、人間の尊厳を奪われた状態に置かれた。また、その家族も差別と偏見にさらされた。ハンセン病治療法確立後も、強制隔離政策等による社会復帰が困難な状況から、治癒者の人たちは訴訟を起こし、平成13年に国の損害賠償を認める判決があった。現在、患者や治癒者の人たちに対する名誉回復等の取組がなされているが、差別や偏見は未だに見られ、ホテルの宿泊拒否のような事件も起きている。

今後は、最新の情報に基づく正しい知識や予防の一層の普及、啓発を通じて、HIV感染やハンセン病に対する偏見の払拭を図るとともに、患者・感染者、治癒者の思いや願いに学び、共に生きる態度や行動力を育むための教育を推進していく必要がある。

(2) HIV感染者等に係る人権教育の推進について

患者・感染者への差別の実態を正しく捉えるとともに、感染者の生き方から、差別や偏見、生命に対する考え方や願いを把握し、共に解決していこうとする態度の育成を図り、差別に向き合う患者・感染者の生き方を理解し、HIV感染者等の社会的背景についての考えを深め、共に生きる社会を築こうとする態度や実践力を高める学習に取り組む。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・性に関する指導・エイズ教育において、エイズやHIVについての正しい知識・理解に努めるとともに、学校教育活動全体の中で、各教科、道徳、特別活動等の特性を生かしつつ、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見・差別について相互補完的な指導の充実を図る。
- ・ハンセン病に関する啓発資料、ハンセン病資料館等を適切に活用し、ハンセン病についての正しい理解を図るとともに、ハンセン病患者及び元

患者に対する偏見や差別の解消を目指した学習を推進する。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・医師会や各種相談機関との連携を強化し、患者に対する誤解や偏見を取り除くとともに、患者や家族等の人権に十分配慮した教育を推進する。
- ・ハンセン病に関する啓発資料、ハンセン病資料館等を適切に活用し、ハンセン病についての正しい理解を図るとともに、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別意識の解消を目指した人権教育を推進する。

8 アイヌの人々の人権に関わる教育

(1) 現状と課題

アイヌの人々は、北海道とその周辺地域に先住していた民族であり、自然 と共生する生活の中で、アイヌ語など独自の文化を発展させてきた。

しかし、明治以降北海道の開拓が本格化すると、アイヌ独自の文化や生活様式は侵害されるようになる。明治32年(1899年)には「北海道旧土人保護法(注34)」が制定されて、より一層の同化政策が進められ、伝統的生活を支えてきた狩猟、漁労が制限、禁止された。また、アイヌ語の使用や独自の風習も禁止され、アイヌ民族独自の文化が奪われた。

こうした中、国際情勢としては、1982年に国連において先住民に関する作業部会が設置され、1993年の「世界の先住民のための国際年」や、1994年12月から10年間の「世界の先住民の国際10年」に関する国連の決議が採択され、先住民族の権利を守るため、様々な取組が進められた。

こうした世界の動きに合わせて、我が国でもアイヌ文化を振興し、伝統などの知識を普及させ、民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ることを目指し、平成9年に「アイヌ文化の振興ならびにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(注35)」が施行された。この法律の成立により、アイヌの人々に「旧土人」という差別的な呼称や内容を押し付けているという批判があったところの「北海道旧土人保護法」はようやく廃止された。さらに、平成19年には「先住民族の権利に関する国際連合宣言(注36)」が国連総会において採択され、平成20年に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議(注37)」が国会において採択されたことをきっかけに、アイヌ民族が先住民族として国の内外でようやく認められることとなった。しかし、アイヌの人々に対する理解不足などから、今もなお生活や教育をはじめとして多くの点において格差が存在し、結婚や就職などにかかわる偏見や差別の問題も見られる。

全ての教育関係者は、アイヌ民族の置かれてきた歴史的な経緯や差別の実態を正しく捉え、同化政策が進められる中で、アイヌの人々の生活の基盤や文化が失われてきたという歴史的な背景について、正しく認識するとともに文化、習慣についての理解を深める教育を推進していかなければならない。

(2) アイヌの人々に係る人権教育の推進について

アイヌの人々に対して、未だ理解不足などにより生じる偏見や差別が残っている。アイヌの歴史や伝統、文化などについて正しい理解を促進していく必要がある。

<学校教育における人権教育推進方策>

・アイヌの人々の暮らしや生き方に関わる歴史的経緯や社会的背景を、子供たちが正しく認識し、文化や習慣について理解を深めるための学習に取り組む。

<社会教育における人権教育推進方策>

・アイヌ民族の置かれてきた歴史的な経緯や差別の実態を正しく捉えると ともに、一人一人に関わる問題であると認識し、共に解決していこうと する態度の育成を図る。

9 インターネットによる人権侵害に関わる教育

(1) 現状と課題

情報通信技術の飛躍的な進展は、私たちの生活や産業に大きな変化をもたらしている。インターネットや携帯電話の普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上するなど、生活は便利になった。

その一方で、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗、中傷や差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現等がインターネット上に掲載される人権問題が発生している。また、近年では、特にスマートフォンの急速な普及に伴い、子供たちにとってもインターネットが身近なものとなり、その危険にさらされている。教職員や保護者の知らない非公式サイトでのいじめや、SNS(注38)やブログなどの「コミュニティサイト」を介して、18歳未満の児童が児童買春や児童ポルノなどの犯罪被害に遭う事件が多くなっている。

そういった中、平成14年の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任制限法)」の施行により、インターネット上の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者に促し、被害者救済が図られることになった。また、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が平成21年から施行され、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなどの対策が行われている。

(2) インターネットによる人権侵害に係る人権教育の推進について

インターネットや携帯電話の利用上のルールやマナー、個人のプライバシ

一等に関する正しい理解についての学習を推進する。また、子供への情報モラル教育を充実させるとともに、教職員や保護者に対しては、インターネットや携帯電話を利用する際の危険性等について研修を行い、子供が加害者にも被害者にもならないようにする。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・発達段階に応じて、インターネットによる人権侵害等の課題について理解できるよう、情報モラル教育の充実を図る。
- ・インターネットや携帯電話による人権侵害の加害者・被害者とならない ための判断力を身に付ける。

<社会教育における人権教育推進方策>

・情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信に おける個人の責任や情報モラルについて学ぶ機会を充実する。

10 災害時における人権に関わる教育

(1) 現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、特に東北地方において多くの人命を奪い、人々の暮らしを一変させ、生活と心の苦しみをもたらしただけでなく、様々な産業が風評被害に見舞われた。

被災した人たちが身を寄せた避難所においては、生活環境の問題やプライバシー保護の問題が生じるとともに、高齢者、障害のある人、子供、外国人等のいわゆる「災害時要援護者」や女性の避難所生活配慮が問題になった。

また、この災害では、根拠のない思い込みや偏見から被災者が差別的な扱い受けたり、子供が避難先の学校でいじめられたりする問題が起こっている。

(2) 災害時における人権に係る人権教育の推進について

災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、市民一人一人が人権への配慮について関心と認識を深めることが必要である。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・災害時における人権への配慮について正しい理解を図る。
- ・被災地域の人や被災地域からの避難者の人権を尊重し、温かく接することができる態度を身に付ける。

<社会教育における人権教育推進方策>

・被災地域の人や被災地域からの避難者に対して、誤った情報等による思い込みや偏見を持つことなく、お互いの人権を尊重し、共生社会の一員

11 様々な人権問題に関わる教育

(1) 犯罪被害者やその家族の人権に関わる教育

犯罪被害者やその家族の人権が大きな問題となっている。被害者やその家族は、犯罪の直接的な被害のみならず、これに付随して生じる精神的、経済的被害等いわゆる二次的被害を受ける場合が多い。また、その後の捜査等の過程で精神的被害がさらに深くなる場合や、マスメディアの報道による人権侵害の問題もある。

犯罪被害者に対する各種の支援体制は未だ十分とは言えず、行政・司法・ 民間の機関・団体が被害者支援に取り組み、被害者の人権の保障を図るとと もに、市民が犯罪の被害にあった人の置かれている状況を理解し、支援に協 力していくことが必要である。

学校教育、社会教育の中で、犯罪被害者やその家族の人権侵害について、 正しい理解を深める教育を推進する。

(2) 北朝鮮当局による拉致問題に関わる教育

1970年頃から80年頃にかけて北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)による日本人拉致が多発し、現在17人が政府によって拉致被害者として認定されている。平成14年(2002年)に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、平成16年までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現した。

その後も日朝間の協議は断続的に行われてきたが、平成20年(2008年)の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束した。しかし、その後、実行されないままとなっている。

学校教育、社会教育の中で、拉致問題についての正しい理解を図り、被害者や被害者家族の心の痛みや叫びに共感する心情を育むとともに、人権課題の一つとして関心と認識を深めるための取組を推進する。

(3) 刑を終えて出所した人の人権に関わる教育

裁判による刑を終えて出所した人に対する人々の偏見は強い。出所しても 住居の確保も難しく、就職も困難を極めているために、再犯に至るという悪 循環が断ち切れないという問題がある。

学校教育、社会教育の中で、刑を終えて出所した人の問題について学習し、 偏見による社会的排除によって、再犯に至るという悪循環の問題を正しく捉 えることによって、社会に包摂していく熊度の育成を図る。

(4) 性同一性障害をはじめとした性的マイノリティの人権に関わる教育

性同一性障害(注39)をはじめとした性的マイノリティ(注40)に対する 差別や偏見により、就学就労等社会生活上の制約を受ける問題が生じている。 学校教育、社会教育の中で、性同一性障害をはじめとした性的マイノリティに対する正しい理解を深めるとともに、本人や家族の心情に十分配慮した 対応が行えるよう、学校等に対する支援を行っていく。

(5) ホームレスの人権に関わる教育

ホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受ける等の人権問題が生じている。そのため、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための教育を推進する。

(6) プライバシーの侵害に関わる教育

犯罪被害者やその家族、少年事件等の加害者及び被害者本人へのマスメディアの行き過ぎた取材や報道、インターネット等によるプライバシーの侵害が指摘され、人権が侵害されている場合がある。そのため、情報収集・発信における個人の責任や情報モラルについて学ぶ機会を提供する。

(7) その他の人権に関わる教育

非正規雇用等による生活困窮者問題、強制労働等を目的とした人身取引等について、正しい理解を深める教育を推進する。

Ⅵ 人権が尊重される学校づくり、地域づくりの実現を目指して

人権感覚あふれる学校等や地域社会であるためには、日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重されており、その中で一人一人の自己実現が図られていく場となっていることが必要である。ところが、成長の過程におけるいずれかの時期に、虐待や差別などの人権侵害を受けると、自己実現を図ろうとする意識が十分に育ちにくくなる恐れがある。自分自身や親を否定したり、友人との関係が結びにくくなったりする。そして、それが逆に虐待や差別につながっていくこともある。

自己の存在を肯定し、他者を尊重しようとする意識は、自尊感情と呼ばれている。その基礎は、幼い頃からの身近な大人との関係で培われる。成長していくにつれて、この意識は、自分自身を冷静に見つめ、自分の欠点や弱さを受け止めつつ、その克服を図ろうとする意識へと変化していく。このような過程を大切にしながら自尊感情を育てることは、教育の重要な課題である。

学校教育においては、「人権尊重の教育環境づくり」、「自分たちの身近な問題から出発する人権学習」を重点に位置付けて取り組んでいく中で、子供たち一人一人の自己実現を図るために、自分自身に誇りを持ち、自分らしく生きることのすばらしさを実感する学習を組み立てる必要がある。そのために教育関係者は、子供たちの思いを大切にし、子供たちが意欲を持って自ら表現していくことを重視するとともに、自己の意識の変革に努めなければならない。

社会教育においては、「人権尊重の地域づくり」、「人権尊重の学習環境づくり」、「指導者の養成と相談・支援の充実」を重点に位置付けて取り組んでいく中で、家庭や地域において活動している民間団体・NPOなどとの連携を積極的に図りながら、人権教育を推進しなければならない。学校等、家庭、地域の行う人権に関わる活動との交流や連携を図り、互いのネットワークづくりに努めるとともに、人権問題の学習ができる場を設け、学習者が主体的に学習に参加する参加型学習などに取り組むことが必要である。

一人一人の自己実現を目指して、人権教育を学校等や地域で推進していくため の具体的なあり方について、次に示すこととする。

1 人権感覚あふれる学校づくり

(1) 人権尊重の教育環境づくり

教育関係者は、教育目標として一人一人の人権が尊重された学校づくりを目指し、人権問題を自分のこととして受け止め、行動する子供の育成のための学習計画を作成する。また、子供たちが自主的に学んでいける学校づくりを進め、一人一人を大切にし合う人間関係の中で、違いを認め合い、共に問題を解決していける教育内容を創造する。

子供一人一人の能力を伸ばす環境づくりを行うとともに、十分な指導の下、主体的に進路を選択し、実現することができるよう取組を進める。

子供たちが、人権に関わる活動に取り組むボランティアや民間団体などとの出会いを通して、差別を許さない県民運動や実践報告会、人権講演会等、地域の様々な人権に関わる活動との連携を進める。

学校は、開かれた学校づくりを目指し、積極的な授業の公開や外部指導者の参画を図り、保護者や地域の人々と共に人権意識の高揚に取り組む。また、人権尊重の視点で、学校のバリアフリー化を促進し、学校の制度や校則及び施設・設備を見直すなど改善を進める。子供一人一人の悩みや思いを解決していくために、地域の相談機関などと連携しながら、カウンセリングを充実させる。

(2) 自分たちの身近な問題から出発する人権学習

子供たちの願いや思いを受け止めながら、子供たちがコミュニケーション 能力を身に付け、自己表現や自己決定能力を高めるよう学習を展開する。

子供一人一人が、日常生活の課題を仲間と共に受け止めて解決できるようにするとともに、このことを通じて、子供たちの自分や他者を大切にする感情を育てる。様々な人権問題を自己と関わるものとして学んでいくという認識に基づき、子供たちの疑問や問題意識、好奇心や個性などを十分に踏まえて、学習内容を創造する。

様々な人権問題の現状と、それを克服しようとしてきた歴史を体系的に学習し、問題を解決するための相互の関連や共通点について、認識を深められるようにする。自分自身の生き方や社会の在り方をより良い物に変えていくために、人権教育を、日々の行動につながるような学習に組み立て展開する。

2 人権尊重の地域・家庭づくり

(1) 人権尊重の地域・家庭づくり

住民が、ボランテイア活動や民間団体の活動に触れ、それに参加して人権問題を自ら解決していくためのネットワークづくりに取り組む。地域での学習や人権意識高揚のための取組を通して、人権が尊重される地域づくりを進める。人権尊重の地域づくりに向け、人権に関わる活動に取り組む民間団体及び個人と連携するとともに、情報交換や現状分析などを協力して行う。

(2) 人権尊重の学習環境づくり

「差別の現実から深く学ぶ」という基本認識に基づき、自分たちの生活課題や地域の暮らしを取り入れた学習資料を作成するとともに、体験的参加型学習などの研修を充実し、また、人権に関わる活動に取り組む民間団体との連携、協力を進め、学習の場で様々な人々の参画を促し、学校や家庭などとともに人権意識の高揚と人権問題の解決に努めるため、以下のとおりに学習環境づくりを推進する。

- ア 人権教育のより効果的な推進のためには、多様な手法で学習を展開できるように教材や資料を研究し作成する。
- イ 様々な人権課題に視点を当てた人権教育のプログラムを作成する。
- ウ 学校教育関係職員、社会教育関係職員、市内全ての学校や社会教育施設 で人権に関わる研修を実施する。
- エ 人権教育推進協議会が、人権教育を生涯にわたる教育として、計画的に進行できるようにする。人権学習資料の作成や人権学習方法の指導、支援など、市民自らが人権学習に取り組めるよう「第4次上尾市生涯学習振興基本計画」の基本理念である「生涯を通して豊かな学びをサポート」による学習環境の整備に努める。
- オ 人権教育推進協議会は、具体的な任務を遂行できるよう推進体制を整備する。特に、学校教育、社会教育の現場と緊密な関連を持ち得るように、教職員、指導主事、社会教育主事、人権教育集会所社会教育指導員、公民館主事等の実務者レベルの相互連携を図るためのネットワークをつくり、実務担当者をバックアップする必要がある。
- カ 人権教育集会所を、人権教育推進の拠点として位置付け、学習資料及び 指導者に関する情報提供などを図り、図書室、情報コーナー、情報発信な どの機能を持たすなど再整備する。

(3) 指導者の養成と支援、相談の充実

効果的な学習活動を進めるために、理論、実践及び企画の充実を図るための研修を進める。日常生活に基づく具体的な学習資料の開発を進めるとともに、地域の実態を踏まえた様々な学習のプログラム開発に取り組む。人権に関わる学習についての相談体制の整備とともに、指導者に対する情報提供などに努める。地域社会や学校及び民間団体などにおける人権教育推進担当者のネットワークづくりに努める。

用 語 説 明

注 1 (P 1) 世界人権宣言

国連は、昭和23年(1948年)12月10日、第3回総会で、「世界人権宣言」を採択し、人権の国際的基準を示した。世界人権宣言は、第1条で、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と規定し、第2条では、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位」などによる差別の禁止を規定し、全ての人間の自由・平等・無差別の原則を定めている。

注 2 (P 1) 国際人権規約

昭和 41 年 (1966 年) に国連が採択した規約で、①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約又は A 規約)」、②「市民的及び、政治的権利に関する国際規約(自由権規約又は B 規約)」、③自由権規約の議定書から成り立つ。わが国は、①及び②の 2 つの規約について、昭和 54 年 (1979 年) 6 月に締結している。

注 3 (P 1) 国際婦人年

国際年の1つ。昭和50年(1975年)を国際婦人年とし、婦人の地位を高め、男女 差別撤廃を目指す運動が行われた。

注 4 (P 1) 国際児童年

国際年の1つ。昭和54年(1979年)を国際児童年とし、全地球的規模で子供の権利の見直しを行った。その後10年の月日をかけて子供の権利の内容とその保障に向けての手立てが煮詰められ、1989年に歴史上画期的な子どもの権利条約が国連で採択された。

注 5 (P 1) 国際障害者年

国際年の1つ。昭和56年(1981年)を国際障害者年とし、障害者の尊厳や権利、 社会参加の確保などを目的にした運動が各国で行われた。

注 6 (P 1) 国際先住民年

国際年の1つ。平成5年(1993年)を国際先住民年とし、先住民族の権利や要求を世界に知らせる大きなきっかけになった。

注 7 (P 1) 国際高齢者年

国際年の1つ。平成11年(1999年)を国際高齢者年とし、高齢者の尊厳や権利、社会参加の確保などを目的にした運動が各国で行われた。

注 8 (P 1) 人権教育のための国連 10 年

平成6年(1989年)の国連総会で、人権教育を「あらゆる人々が、他の人々の尊厳を学ぶための総合的プロセス」とし、「差別や人権侵害を撤廃していく能力を身につけるもの」と位置付け、1995年から2004年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議した。

注 9 (P 1) 人権教育のための世界プログラム

平成 17 年 (2005 年) 1 月 1 日から 10 年間、それに先立った「人権教育のための国連 10 年」のフォローアップを目的として国連総会によって決められた計画。

注10 (P1) 人権教育のための国連10年・国内行動計画

政府は「人権教育のための国連 10 年」の採択を受けて、平成 9 年に「国内行動計画」を発表し、学校教育、社会教育などの生涯学習において、女性、子供、高齢者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者、刑を終えて出所した人々などの重要課題に積極的に取り組むことを提唱している。

注 11 (P 1) HIV

Human Immunodificiency Virusuの略で、ヒト免疫不全ウイルスの意味。

注12 (P2) 人権教育・啓発に関する基本計画

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、平成14年3月に策定された計画で、策定方針や構成を明らかにするともに、わが国の人権教育・啓発の原状、基本的な在り方や推進の方策について述べている。

注13 (P2) 上尾市人権教育·啓発推進計画

人権教育のための国連 10 年(1995 年~2004 年)に対応し、同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題に関する教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進するための行動計画及び実施計画書として、平成 12 年(2000 年) 3 月に上尾市人権教育・啓発推進本部が取りまとめた計画。

注14 (P2) 上尾市人権施策推進懇話会

上尾市が取り組むべき人権問題の課題や人権施策の方向について、広く有識者の意見を求めるため、平成14年4月に設置した懇話会で、同年10月に人権施策の推進体制や人権教育・啓発推進のあり方などを骨子とする「上尾市の人権施策推進のあり方」を提言した。

注 15 (P 2) 上尾市人権施策推進指針

平成16年3月に上尾市が策定した指針で、市として人権施策を総合的かつ効果的に 推進するため、人権課題や施策展開の方向などの基本的な考え方を示した指針。

注 16 (P 2) 上尾市人権教育推進協議会

平成 15 年 11 月に設置された。今後の人権施策の中で枢要な部分である人権教育の 推進を担う協議会。

注 17 (P 8) 人権感覚育成プログラム

埼玉県教育委員会が作成した、豊かな人権感覚を育成するための実践プログラム集。 学校教育編と社会教育編がある。

注 18 (P17) NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利組織の意味。営利を目的としない 民間団体の総称とされる。平成10年には、任意団体に法人格を与え、NPOの活動を側 面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法(NPO法)が施行されている。

注 19 (P18) セクシャルハラスメント

相手の望まない性的な誘いや要求その他の性的な発言や行動で、次のように大別されている。対価型は人事権を持つ人が職場における上下関係を利用して個人的関係を強要するなど雇用上の利益・不利益を条件にした性的嫌がらせ。環境型は容姿・年齢に対する嫌がらせなど、女性の人格をおとしめる発言や行動を繰り返して、職場環境

を不快にする行為。

注 20 (P18) ストーカー行為等の規制等に関する法律

平成 12 年 11 月より施行された法律で、ストーカー行為による危害の発生を未然に 防止し、ストーカー行為を行った者を処罰する等必要な規制を行うとともに、被害者 に対する援助措置などが盛り込まれている。

注 21 (P18) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV法)

平成13年10月に施行され、これまで「夫婦ゲンカ」「家庭内のもめごと」などと見過ごされてきた夫など配偶者からの暴力の防止や発見者による通報、警察官による被害防止措置などが明記されたほか、接近禁止や退去命令といった保護命令制度の創設や婦人相談所などの役割拡大といった被害者の保護体制の強化などが盛り込まれている。

注 22 (P18) 男女共同参画社会基本法

平成11年6月に施行された法律で、基本理念には男女が性別により差別的取扱いを受けないこと、社会の制度や慣行をできる限り中立なものとすること、政策の立案や決定に男女が共同して参画することなどがあげられており、国に対しては男女共同参画基本計画を、都道府県には男女共同参画計画の策定を義務付けている。

注 23 (P18) デュエットプラン 21

上尾市男女共同参画計画の愛称。女性の人権が守られる男女共同参画社会の実現を目指し総合的な施策を推進するための、平成13年から平成22年までの10年間の計画。 平成23年には、平成23年から平成32年までを計画期間とする「第2次デュエットプラン」が策定されている。

注 24 (P18) ジェンダー

社会的・文化的側面からみた性別、男女の性。

注 25 (P19) 上尾市子ども・子育て支援事業計画

「安心して子どもを産み育て、子どもが伸びやかに育つまちづくり」を目指した施策を推進するための子供・子育てに関する総合計画。平成27年から平成31年までの5年間を計画期間とする。

注 26 (P20) 子ども・若者育成支援推進法

平成22年4月に施行された法律で、子供・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、 枠組みの整備や、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者への支援を行う地域 ネットワークづくりを推進することを目的としている。

注 27 (P21) 高齢者のための国連原則

高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳という原則を含んだプログラムの実施 を各国政府に奨励している。

注 28 (P23) ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を 整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。

注 29 (P23) 障害者基本法

昭和45年に制定された心身障害者対策基本法の一部が改正され、障害者基本法となった。

注30 (P23) リハビリテーション

障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムに とどまらず、障害者のライフステージの全ての段階において主体性、自立性、自由と いった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す障害者施策の理念。

注 31 (P25) 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こ うとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

注 32 (P25) 上尾市国際交流協会 (AGA)

未来ある心豊かな国際社会を築くため、地域と地域、個人と個人の交流を深めていくが必要があるとの視点から設立されている会員組織で、市民交流の母体となっている。この組織には、外国籍の方への日本語教室を実施している「日本語委員会」や外国籍会員向けの生活情報を提供している「生活情報委員会」など、7つの委員会が設けられている。

注 33 (P27) エイズ (AIDS)

後天性免疫不全症候群 (Acquired Immuno Defficiency Syndrome) の頭文字を とった病名。

注 34 (P28) 北海道旧土人保護法

明治32年に貧困にあえぐ「北海道旧土人」(アイヌ民族)を保護する目的で作られた。土地、医薬品、授業料の供与、固有の習慣風俗の禁止などを定めたもの。実際はアイヌ民族の共有の土地や権利を没収し、同化政策を推進するための法的根拠として活用された。

注 35 (P28) アイヌ文化の振興ならびにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

通称「アイヌ文化振興法」。アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目的に、国と地方自治体の責任としてアイヌ語やアイヌ文化の継承者の育成、調査・研究、国民への啓発などの文化振興策を行うと定めているもの。

注 36 (P28) 先住民族の権利に関する国際連合宣言

平成19年(2007年)9月の国連総会で採択された宣言。先住民族を「国際法上の主体」 として位置づけ、先住民族が個人としても、また集団としても、国際社会が認めたあらゆ る権利を享受すると明言しているもの。

注 37 (P28) アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

平成20年6月に参議院本会議で採択された決議。 アイヌの人々を独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めることや、アイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むことを求めるもの。

注 38 (P29) SNS

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイト及びネットサービスのこと。

注 39 (P32) 性同一性障害

生物学的な性と性別に関する自己意識(性自認)が一致しないため、社会生活に支障がある状態。

注 40 (P32) 性的マイノリティ

同性愛者や性別違和、性同一性障害など、性自認や性的指向に関して少数者とされている人の総称。

上尾市人権尊重都市宣言

平成7年10月3日宣言

日本国憲法は、すべての国民に基本的人権を保障しています。

しかし、私たちを取り巻く現実の社会には、同和問題をはじめ障害のある人や 女性に対する差別など、基本的人権にかかわる問題が依然として存在しています。 私たち上尾市民は、あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し合い自 由と平等にあふれた平和で明るい社会を築くため、ここに上尾市を「人権尊重都 市」として宣言します。

- 1 お互いに相手の立場にたって考え、思いやりの心を育てましょう。
- 1 人種や民族、家柄、地位、学歴、職業などにこだわらない人間交流を深めましょう。
- 1 家庭や地域、学校、職場などあらゆる生活の場で、人権を尊重する豊かな心をもった社会づくりに努めましょう。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日 法 律 第 1 4 7 号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的と する教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及さ せ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の 啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、 家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人 権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多 様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関 の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推 進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなけ ればならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関す る施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体 に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を 講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権 啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

上尾市人権教育推進協議会条例

平成28年3月28日 条例第7号

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第5条の規定に基づき、同法第2条に規定する人権教育(以下「人権教育」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、上尾市人権教育推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、上尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、人権 教育に関する市の基本的な計画(以下「人権教育推進基本計画」という。)の策定及びそ の変更について協議する。
- 2 前項に規定するもののほか、協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 人権教育推進基本計画に基づく施策の推進その他人権教育推進基本計画に関すること。
 - (2) 人権にかかわる機関又は団体との連携及び協力に関すること。
 - (3) その他人権教育の推進に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 人権擁護委員その他人権にかかわる業務に従事している者
 - (4) 人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者
 - (5) 識見を有する者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年6月1日から施行する。
 - (上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾 市条例第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

上尾市人権教育推進協議会委員名簿

平成28年6日1日現在

氏 名	区分等	備考
田沼 良宣	学校教育の関係者(上尾市立大石南中学校長)	
龍前 進	学校教育の関係者 (上尾市立西小学校長)	
高橋 貞夫	社会教育の関係者 (畔吉集会所運営委員会委員長)	
近藤 博昭	社会教育の関係者(上尾市公民館運営審議会委員長)	
中川 誠	社会教育の関係者(上尾市PTA連合会副会長)	
萩原 和子	社会教育の関係者(上尾市PTA連合会副会長)	
大場 玲子	人権擁護委員その他人権にかかわる業務に従事して いる者(民生・児童委員)	
前島 百合子	人権擁護委員その他人権にかかわる業務に従事して いる者(人権擁護委員)	副会長
舩生 養子	人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者 (女性フォーラムあげお会長)	
井上禮子	人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者 (上尾市手をつなぐ親の会会長)	
関本 正弘	人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者 (上尾市国際交流協会副会長)	
藤波 貢	人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者 (上尾市青少年育成連合会副会長)	
柴崎 政美	識見を有する者(上尾市立養護老人ホーム恵和園施設 長)	
曽我部 延孝	識見を有する者 (上尾看護専門学校事務長)	会 長